

電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣 旨

電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)及びハイブリッド車のうち、積載されているバッテリーの電圧が 50V を超えるもの(以下「電気自動車等」という。)の整備の業務は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 36 条において、低圧電気取扱業務とされている。

我が国における電気自動車等の保有台数の推移を見ると、年々増加傾向にあり、平成 29 年 3 月末には約 664 万台で過去最高を更新している。このような電気自動車等の普及状況を鑑みると、電気自動車等の整備業務に対する需要は、今後更に増すと考えられるため、電気自動車等に特有の構造や作業に伴う危険・有害性について労働者に理解させ、労働災害を防止するために必要な知識を付与するための特別教育を徹底することが望まれる。

このような状況を踏まえ、本検討会では、電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 電気自動車等の整備業務における感電防止対策に必要な特別教育
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、安全衛生部長が開催する。
- (2) 本検討会の専門家等の参集者は、別添のとおりとする。
- (3) 本検討会には座長を置き、座長は本検討会の議事を整理するとともに、必要に応じて座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会の参集者は、必要に応じて追加することができる。
- (5) 本検討会での議論を踏まえ、必要に応じてヒアリングの実施や参集者の追加を行うものとする。
- (6) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。

4 スケジュール(案)

平成 31 年 1 月頃 第 1 回検討会
平成 31 年 2 月頃 第 2 回検討会
平成 31 年 3 月頃 第 3 回検討会(最終取りまとめ)
平成 31 年 4 月頃 (予備日)

5 その他

本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。